

固定資産税

閲覧・縦覧は 4月1日から



4月1日から実験運行ルートが変わりました。
専用の1カ月定期券（3900円）もできました。（赤・青どちらのバスでも利用できます。）
始発を1時間早め午前8時にしました。



運行ルート図は、
市報3月15日号をご覧ください。

問い合わせ先
交通政策チーム（20 3257）
日ノ丸バス自動車（株）（22 5155）
日本交通（株）（23 1122）

利用者の声

市役所で確定申告と保険証の手続きを済ませ、これから100円バスに乗ってほかの用事を済ませに行くところです。100円バスは、とても便利ですよ。足が痛い私にとっては、掛かり付けの病院や、よく買い物に行くショッピングセンターの前で乗り降りできて、とても助かっています。



朝倉さん（青葉町）

固定資産課税台帳の閲覧について

閲覧できる人
納税義務のある人
納税義務のある固定資産の全部を閲覧できます。
借地借家人など
使用または収益の対象となる部分の記載事項を閲覧できます。
固定資産を処分する権利を有する一定の人
当該権利の目的である固定資産を閲覧できます。
同居の家族、納税管理人、委任状のある人も閲覧できます。

本人確認のため運転免許証などの提示をお願いします。
の人は賃貸借契約書などの提示をお願いします。

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について

周辺の資産と比較することにより、自分の資産の評価が適正かどうか確認することができません。
縦覧できる人

土地価格等縦覧帳簿 （土地の所在、地目、地積、価格などを記載）	市内の土地の納税者
家屋価格等縦覧帳簿 （家屋の所在、構造、床面積、価格などを記載）	市内の家屋の納税者

縦覧できるのは納税者及び同居の家族、納税管理人、委任状のある人です。免税点未満などの理由により固定資産税が課されていない人は縦覧できません。
本人確認のため、納税通知書・運転免許証などの提示をお願いします。

ところ	時間	とき	縦覧
市役所本庁舎2階 固定資産税課	午前8時30分～午後5時	4/1(火)	縦覧
		4/1(火)～6/2(月)	縦覧

固定資産税課
問い合わせ先 固定資産税課
(20 3131)